

## 令和元年10月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年10月3日(木)午前9時30分より野津中央公民館(多目的ホール)において会長が10月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

2番 堀 京子 委員    4番 藤嶋 裕美 委員    5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員    7番 柳井 博之 委員

8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

1番 野上 政憲 委員    3番 内藤 康弘 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 農林振興課

吉良 優佑 主任

付議議案

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 52 号 非農地証明願いについて

議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、疋田会長にお願ひ致します。

議 長 それでは、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は議席番号 1 番 野上委員と、議席番号 3 番 内藤委員が欠席となっており、出席人数は 10 名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 4 番 藤嶋 裕美委員と、議席番号 8 番 城野 幸司委員に議事録署名をお願ひ致します。

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページとなります。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 10 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、田 1,679 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 4,390 m<sup>2</sup> について、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、田 881 m<sup>2</sup> について、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、畑 456 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 745 m<sup>2</sup> について、空き家バンクの取得に関連する農地の取得でございます。なお、不足ですが、空き家バンクの制度による下限面積につきましては、今年の 3 月総会時にて議決いただいているものです。

番号 4、畑 172 m<sup>2</sup> について、空き家バンクの取得に関連する農地の取得でございます。

番号 5、畑 542 m<sup>2</sup> について、贈与により所有権を移転するものです。なお、この土地につきましては一部が 200 m<sup>2</sup>以下の農業用倉庫となっております。

以上 3 条申請 5 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思っております。

9 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 5 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶 山 私、陶山より、9 月 25 日に実施しました、議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリ

委員 ストと併せて報告致します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

現地は2筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も引き続き、水稻の作付けを行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと考えます。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

現地は1筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も引き続き、水稻の作付けを行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと考えます。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は空家バンク物件の家屋に隣接する2筆の畑で、現在かんきつ類が作付されています。移住の上、引き続きかんきつ類の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の下限面積要件については、空家バンク物件であることから30a以下でも基準に該当するものとし、その他の全部効率利用要件、農作業従事要件、地域との調和要件のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は空家バンク物件の家屋に隣接する1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。臼杵市へ移住の上、露地野菜の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の下限面積要件については、空家バンク物件であることから30a以下でも基準に該当するものとし、その他の全部効率利用要件、農作業従事要件、地域との調和要件のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地は、譲渡により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、柿等の果樹が作付されているほか、敷地の一角に農業用倉庫が建築されています。許可後も引き続き、柿等の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要

件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区の推進委員、佐藤です。番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。すでに耕作されており、特に問題はないと思われ  
推進委員 れます。

議 長 続きまして、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。すでに耕作されており、特に問題はないと思われ  
推進委員 れます。

議 長 次に第7地区の遠藤推進委員さん。

遠 藤 第7地区の遠藤です。番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。  
推進委員 申請地の隣は、譲渡人が所有する空家バンク物件の家屋です。この家屋を購入する際に、隣接する畑2筆の購入を依頼されたものであります。譲受人は、申請地において引き続きかんきつ類の作付を行う予定です。3条申請において、特に問題はないと思われ

議 長 それでは、第5地区の安東推進委員さん。

安 東 第5地区の安東です。番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。  
推進委員 申請地の隣は、同じく譲渡人が所有する空家バンク物件の家屋です。この家屋を購入する際に、隣接する畑1筆の購入を依頼されたものであります。譲受人は、申請地において露地野菜の作付を行う予定です。3条申請において、特に問題はないと思われ

議 長 次に第23地区の伊東推進委員さん。

伊 東 第23地区、推進委員の伊東です。番号5の申請地は、譲渡により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、柿等の果樹が作付されて  
推進委員 いるほか、敷地の一角に農業用倉庫が建築されています。親子間の贈与であり、3条申請において特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。  
す。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決  
定致しました。

次に、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5ページとなります。

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のと  
おり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年10月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページとなります。

番号1、畑 515㎡ につきましては、申請者の母親が平成4年に住居を建設し、その後、平成24年に申請者が相続した土地となっております。  
農地の区分は2種農地です。なお、この案件につきましては、住居として転用をすでに行っているため、追認の案件となります。

以上、4条申請1件については、立地基準および一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙 農地法第4条申請チ  
ェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上、4条申請1件についてご提案を申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶 山 私、陶山より、9月25日に実施しました議案第50号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト  
委 員 と併せて報告します。

番号1は、一般住宅用地として利用するものです。

現地にはすでに平成4年に建築された住宅が建っており、このことについて申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、地元推進委員さんから報告をお願い致します。  
第23地区の伊東推進委員さん。

伊 東 第23地区、推進委員の伊東です。

推進委員 番号1は、一般住宅用地として利用するものです。現地には古くから住宅が建てられており、現在の住宅は平成4年に建築されたものです。  
隣接する農地もなく、周辺の農業に特に影響もないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県

知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 10 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、畑 142 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 178 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、田 445 m<sup>2</sup> 外 7 筆 合計 2,388 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、パットゴルフ場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。なお、この案件につきましては残土置場として利用を行っていたため、追認となっております。

番号 3、田 475 m<sup>2</sup> 外 4 筆 合計 2,889 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、店舗用地及び駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4、田 991 m<sup>2</sup> 外 3 筆 合計 2,330 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、賃貸長屋住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 5、田 991 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、宅地造成用地として整地を行うものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、5 条申請 5 件につきましては、立地基準および一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙 農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに記載されております。以上、5 条申請 5 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、9 月 25 日に実施しました議案第 51 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト



委員 と併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、資材置場用地として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、パットゴルフ場として利用するものです。申請地は8筆の田で、一部は上流に設置された砂防ダム建設の際に発生した残土の置場となっています。土砂を投入した業者及び、これを承諾した方の夫も亡くなっており、この件については始末書が提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権を取得し、店舗及び駐車場用地として利用するものです。申請地は5筆の田で、草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。申請地は4筆の田で、現在は草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は1筆の田で、現在は草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます、地元の推進委員さんから報告をお願い致します。まずは第6地区の板井進委員さん。

板井 第6地区担当の板井です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、資材置場用地として利用するものです。

申請地は区画整理された土地で、周囲では住宅の建築が進んでいます。5条申請に関して、特に問題はないと思われま

す。続けて番号3は、所有権を取得し、店舗及び駐車場用地として利用するものです。

申請者は近くでレストランを営んでおり、自己所有の店舗と駐車場を整備し、移転を予定しているものです。周辺の農地に特に影響もないことから、5条申請については問題ないと思われま

す。番号5は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。

隣接する農地もなく、特に周囲の農業に影響を与えるものもないことから5条申請については問題ないと思われま

議長 続きます、第2地区の峰推進委員さん。

峰 第2地区、推進委員の峰です。

推進委員 番号2は、所有権を取得し、パットゴルフ場として利用するものです。

申請地の一部には、砂防ダム建設の残土が積まれています、始末書が提出され、周辺の農地に特に影響もないことから、5条申請については問題ないと思われま

議長 第5地区の安東推進委員さん。

安東 推進委員の安東です。

推進委員 番号3は先ほど板井推進委員が報告したのと同じもので、私も一緒に立ち会いまして特に問題はないと思われま

議長 第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区推進委員の玉田です。

推進委員 番号4は、所有権を取得し、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。

周囲は宅地化が進行しており、特に周囲の農業に影響を与えることもないと思われま

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 52 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 13 ページとなります。

議案第 52 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 10 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、畑 59 m<sup>2</sup> 外 4 筆 合計 892 m<sup>2</sup> については、長い間耕作されず、雑木や竹が生い茂り、非農地化した土地です。次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、③の森林原野化し、農地に復元することが困難な場合で、ア～コまでの要件をすべて満たしているものと考えられます。

番号 2、畑 145 m<sup>2</sup> については、長い間耕作されず、雑木や竹が生い茂り、非農地化した土地です。次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、③の森林原野化し、農地に復元することが困難な場合で、ア～コまでの要件をすべて満たしているものと考えられます。

番号 3、畑 6,479 m<sup>2</sup> については、長い間耕作されず、雑木や竹が生い茂り、非農地化した土地です。次に③の森林原野化し、農地に復元することが困難な場合で、ア～コまでの要件をすべて満たしているものと考えられます。

以上、非農地証明願い 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 52 号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 非農地証明願いについては原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 　　議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 10 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「令和元年 10 月 3 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年 9 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、10,480 ㎡、6 筆です。畑については、今回は申出がありません。合計面積についても同じく、10,480 ㎡、6 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 1 名に対しまして、借り手も 1 名となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となりますが、今回は野津地域のみとなります。

以上、簡単ではございますが、令和元年 10 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 最終ページの 17 ページとなります。

議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和元年 10 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 この案件につきましては、主管する課が農林振興課となりますので、農林振興課の担当より詳細な説明を求めたいと思います。

吉 良 農林振興課の担当の吉良です。私から説明をさせて頂きたいと思います。

主 幹 農地につきましては、3 筆ございます。田 552 ㎡、田 242 ㎡、田 257 ㎡ 合計 3 筆 1,051 ㎡となっております。

承認を受ける用途といたしましては、一般住宅用地として利用することです。

変更理由につきましては、変更後の利用者は一般戸建住宅用地として開発を検討しております。区画としては 4 区画あります。さまざまな候補地を検討したものの開発の条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものであります。当該地は水田であるが、長年耕作者がおらず、3 方を住宅に囲まれ、その周辺も宅地化が進み、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられます。以上、委員みなさまの慎重な審議をよろしくお願い致します。

議 長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の峰推進委員さんより報告をお願い致します。

峰 推進委員の峰です。先般、10月1日に現地調査を実施致しました。

推進委員 申請地は現在、自己保全状態であり、三方を住宅に囲まれており、集落に接続された土地となっており、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。申請用建築条件付き分譲住宅地として転用を予定している会社は、住宅の土地利用計画図を作成しており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、報告致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 それでは質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第54号 農業振興地域整備計画変更案について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第54号 農業振興地域整備計画の変更については原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。